

## 長野県告示第674号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

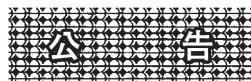
その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び長野市役所に備え置きます。

平成24年10月15日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
西条	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域。	長野市	松代町西条	東六工	3623番1 3672番イの2	1号、2号、3号、7号及び8号 4号から6号まで

砂防課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年10月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人碧き水の里
- 3 代表者の氏名  
西澤 有喜子
- 4 主たる事務所の所在地  
岡谷市湊四丁目1番31号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に障害者・高齢者に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、介護保険法に基づく居宅サービス事業、子育てのための支援に関する事業等、障害者・高齢者・地域住民が安心して生活するための各種事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年10月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) A P 伊那福島店  
伊那市福島133 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社アルペン  
愛知県名古屋市中区丸の内2-9-40
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
株式会社アルペン  
愛知県名古屋市中区丸の内2-9-40
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年6月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,249平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 94台
- (2) 駐輪場の収容台数 10台
- (3) 荷さばき施設の面積 62平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 29立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
株式会社アルペン	午前9時	午後9時30分
未定		24時間

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前6時から午後10時まで
2	24時間

- 8 届出年月日

平成24年10月2日

- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

- 長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間  
平成24年10月15日から平成25年2月15日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

**公告**

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

平成24年10月15日

長野県知事 阿部 守一

**1 企画提案公募に付する事項**

## (1) 業務名

加工用野菜等供給体制構築事業業務委託（緊急雇用創出事業）

## (2) 業務内容

加工用野菜等供給体制構築事業の企画及び運営に係る業務を行います。

業務の詳細は、加工用野菜等供給体制構築事業業務委託仕様書によります。

**2 企画提案公募に参加する者に必要な資格**

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

## (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(4) 長野県庁等で行う説明会、プレゼンテーション及び業務遂行のための打合せに参加できる者であること。

**3 選定基準及び評価基準**

## (1) 提案者の選定基準

企画内容、運営能力及び見積金額等を加工用野菜等供給体制構築事業業務委託先選定委員会において審査し、総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定します。

## (2) 提案書の評価基準

- ア 提案内容の妥当性
- イ 実施体制の妥当性
- ウ 成果の訴求力
- エ 業務履行の確実性
- オ 全体運営力

**4 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室

電話 026（235）7216

**5 参加申込書の提出期限及び方法**

## (1) 提出期限 平成24年10月23日（火）正午

## (2) 提出方法 郵送、ファックス又は持参

**6 説明会の日時及び場所**

## (1) 日時 平成24年10月24日（水）午前10時から

## (2) 場所 長野県庁東庁舎2階会議室

**7 企画提案等の提出及び方法**

## (1) 提出期限 平成24年11月14日（水）正午（必着）

## (2) 提出方法 郵送又は持参による

**8 その他**

詳細は、「加工用野菜等供給体制構築事業業務委託公募要領」によります。

農業政策課農産物マーケティング室

**公告**

特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ 第3期）を変更しましたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により次のとおり公表します。

平成24年10月15日

長野県知事 阿部 守一

**1 変更の内容**

オスの1日当たりの捕獲制限を次のとおり緩和する。

地域	関東山地地域個体群	八ヶ岳地域個体群	南アルプス地域個体群	その他の地域
現行	オス1頭まで、メス制限なし	オス1頭まで、メス制限なし	オス1頭まで、メス制限なし	オス1頭まで、メス制限なし
変更	オス1頭まで（わなに限り制限なし）、メス制限なし	オス1頭まで（わなに限り制限なし）、メス制限なし	オス1頭まで（わなに限り制限なし）、メス制限なし	オス制限なし、メス制限なし

**2 計画書の閲覧場所**

長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室及び各地方事務所林務課

## 3 お問い合わせ先

長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室 鳥獣保護管理係  
(電話) 026 (235) 7273

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
マイクロ回線設備点検業務
- (2) 役務の特質  
入札説明書によります。
- (3) 履行期限  
契約締結の日から平成25年2月28日まで
- (4) 履行場所  
長野市 長野県庁
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付されている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 過去5年間に同種のマイクロ回線設備の点検業務の履行実績を有する者であること。
  - (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (6) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県建設部河川課管理調整係

電話 026 (235) 7308

## 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成24年10月30日（火）午後零時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎112号会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年10月24日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

## 公告

中野市長丘平土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成24年10月15日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

監事

新任

氏名 住 所  
浅野繁勝 中野市大字赤岩604番地

農地整備課

## 公告

長野県中野土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成24年10月15日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

## 理 事

## 新 任

氏名	住 所
中嶋茂彦	中野市大字赤岩554番地
徳武秀久	中野市大字若宮623番地
小田切勝利	中野市大字間長瀬489番地4
池田栄一	中野市大字越717番地
岩下岳司	中野市大字田麦58番地
春原袈裟好	中野市大字吉田501番地1
小林敏	中野市大字柳沢1042番地
篠原一人	中野市大字新井588番地3
阿部光則	中野市大字竹原63番地
竹内勇	中野市大字吉田386番地
豊田洋輔	中野市大字柳沢575番地
湯本治人	中野市大字金井517番地
徳永通典	中野市大字深沢48番地
土屋俊明	中野市大字一本木105番地
浦野靖	中野市大字赤岩1288番地

## 重 任

氏名	住 所
宮澤整	中野市大字田上630番地
小澤透	中野市大字竹原1394番地1
山岸一郎	中野市大字田上990番地2
中村幸次郎	中野市大字中野2306番地
池田利徳	中野市大字笠原276番地
小田切治世	中野市中央三丁目4番16号

## 退 任

氏名	住 所
竹内昌弘	中野市大字吉田330番地
山口光雄	中野市大字間長瀬44番地
小林昭男	中野市大字田麦793番地1
下田治男	中野市大字竹原246番地2
岩下源男	中野市大字深沢61番地
中島宣明	中野市大字赤岩571番地
荻原義継	中野市大字越563番地
小林宣良	中野市大字柳沢441番地4
佐藤倉由	中野市大字金井1231番地
丸山隆正	中野市大字若宮333番地1
藤沢英範	中野市大字新井562番地
春原良吉	中野市大字吉田464番地1
竹内一郎	中野市大字一本木115番地
青木芳雄	中野市大字赤岩1220番地

山田悦司 中野市大字柳沢490番地1

## 監 事

## 新 任

氏名	住 所
滝沢実	中野市大字柳沢1406番地1
原伸一	中野市大字吉田427番地1
竹前繁文	中野市大字赤岩1724番地
田中潔	中野市大字竹原745番地

## 退 任

氏名	住 所
土屋一郎	中野市大字間長瀬398番地2
三井松夫	中野市大字田上1074番地
土屋実	中野市大字越1616番地
小林貞男	中野市大字中野2399番地イ

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年10月15日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

1(1) 許可番号 平成24年8月2日

長野県松本地方事務所指令24松地建第20-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘高出字西原1958-1、1958-2、1958-3、  
1958-4、1960-1、1960-2、1961、1962

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県名古屋市名東区代万町3-11

株式会社東海 代表取締役 新井就博

2(1) 許可番号 平成24年8月31日

長野県指令24建指第27-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字片丘字風呂屋10452-2の内、10452-5

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大門泉町2-3 コーポかつみ1-B

平林直樹

3(1) 許可番号 平成24年9月18日

長野県松本地方事務所指令24松地建第29-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市穗高柏原4568-1、4570-1、4571-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市会田1566

農事組合法人 会田共同養鶏組合

組合長理事 中島学

4(1) 許可番号 平成24年9月24日

長野県指令24建指第27-7号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科406-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科高家1071-2 リバージュ301

高倉淳史

## 建築指導課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年10月15日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

1 許可番号 平成24年9月26日

長野県指令24建指第28-10号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字雁田字松川端1020-5、1020-6

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂2035 コーポサスマルB棟505号

堀 三千代

## 建築指導課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成24年10月15日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

1(1) 指定番号 佐久第335号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成24年7月17日

(4) 指定道路の位置 北佐久郡軽井沢町軽井沢東131-1

(5) 指定道路の延長 31.64メートル

(6) 指定道路の幅員 5.345メートル

2(1) 指定番号 佐久第336号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成24年7月26日

(4) 指定道路の位置 北佐久郡御代田町大字塙野字東隠里1180-9

(5) 指定道路の延長 34.85メートル

(6) 指定道路の幅員 5.00メートル

3(1) 指定番号 佐久第337号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成24年8月8日

(4) 指定道路の位置 北佐久郡軽井沢町大字長倉字龍田2740-34

(5) 指定道路の延長 50.90メートル

(6) 指定道路の幅員 6.00メートル

4(1) 指定番号 佐久第338号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成24年8月13日

(4) 指定道路の位置 北佐久郡軽井沢町大字長倉字二段246-11、246-14、247-1、247-6

北佐久郡軽井沢町大字長倉字北原810-12、

810-13

(5) 指定道路の延長 30.45メートル

(6) 指定道路の幅員 4.48~8.07メートル

5(1) 指定番号 佐久第339号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成24年8月22日

(4) 指定道路の位置 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字上橋場327-11

(5) 指定道路の延長 25.27メートル 25.11メートル

(6) 指定道路の幅員 6.00メートル 6.00~4.00メートル

## 建築指導課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成24年10月15日

長野県諏訪地方事務所長 池田秀政

1(1) 指定番号 諏訪第990号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成24年7月23日

(4) 指定道路の位置 諏訪郡下諏訪町社字権現林7508-11、7509-8

(5) 指定道路の延長 35.00メートル

(6) 指定道路の幅員 4.00メートル

2(1) 指定番号 諏訪第991号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成24年8月10日

(4) 指定道路の位置 茅野市塚原一丁目3723-4

(5) 指定道路の延長 17.75メートル

(6) 指定道路の幅員 4.05メートル

3(1) 指定番号 諏訪第992号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成24年8月28日

(4) 指定道路の位置 諏訪郡富士見町字武川8726-8、8726-9

(5) 指定道路の延長 80.11メートル

(6) 指定道路の幅員 6.00メートル

## 建築指導課

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成24年10月15日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

1(1) 指定番号 松本第284号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定によ

## る指定に係る道路

- (3) 指定の年月日 平成24年7月30日  
 (4) 指定道路の位置 安曇野市三郷明盛2355-13、2356-1、  
     2356-19、2356-19先、2370-15  
 (5) 指定道路の延長 128.49メートル  
 (6) 指定道路の幅員 4.80メートル
- 2(1) 指定番号 松本第285号  
 (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による  
     指定に係る道路  
 (3) 指定の年月日 平成24年8月21日  
 (4) 指定道路の位置 安曇野市穂高有明6512-4  
 (5) 指定道路の延長 35.00メートル  
 (6) 指定道路の幅員 4.80メートル

建築指導課

建築指導課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成24年10月15日

長野県北安曇地方事務所長 長澤一男

- 1 指定番号 北安曇第364号  
 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による  
     指定に係る道路  
 3 指定の年月日 平成24年7月13日  
 4 指定道路の位置 大町市常盤字大正沖3486-193  
 5 指定道路の延長 34.50メートル  
 6 指定道路の幅員 6.00メートル

建築指導課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成24年10月15日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

- 1 指定番号 長野第825号  
 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による  
     指定に係る道路  
 3 指定の年月日 平成24年9月28日  
 4 指定道路の位置 千曲市大字栗佐字諏訪宮1232-9  
 5 指定道路の延長 24.03メートル  
 6 指定道路の幅員 4.92メートル

建築指導課

人材育成課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成24年10月15日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

- 1 指定番号 北信第157号  
 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による  
     指定に係る道路  
 3 指定の年月日 平成24年8月3日  
 4 指定道路の位置 中野市大字小田中字市道410-9、410-9先  
 5 指定道路の延長 59.30メートル  
 6 指定道路の幅員 6.02メートル

建築指導課

## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成24年10月15日

長野県長野技術専門校校長 福田裕

- 1 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量  
     パソコンコンピュータ12台、シーケンス回路実験装置3式、  
     電動機12台及びプログラマブルコントローラ11台  
 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
     (1) 名称 長野県長野技術専門校管理課  
     (2) 所在地 長野市篠ノ井布施五明3537  
 3 随意契約の相手方を決定した日  
     平成24年9月18日  
 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
     (1) 名称 日本電子計算機株式会社  
     (2) 所在地 東京都千代田区丸の内3-4-1  
 5 随意契約に係る契約金額  
     1月当たりの賃借料 459,900円  
 6 契約の相手方を決定した手続  
     随意契約  
 7 随意契約を行った理由  
     一般競争入札に付したが落札者がいなかったため（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当）